

西村純子著『子育てと仕事の社会学 女性の働きかたは変わったか』

現代社会学ライブラリー15 弘文堂 (2014年)

本書は、「女性の働き方は変わったのか」、すなわち、“子育てをしながら働く女性が増えているのか”という問いを中心に議論が展開される。結論からいえば、「就業継続する女性が増えているという傾向は確認されなかった」という。では、女性が子どもを育てながら継続的に就労するためには何が必要だったのか。言い換えれば、どんな女性がどのように働いてきたのか、また、子育てと仕事において女性がどのように位置づけられてきたのか、本書はこれらの問いを明らかにしている。

本書での議論を紹介する。調査対象となるのは、1960年代および70年代生まれの出産経験のある女性で、『消費生活に関するパネル調査』をもとに分析されている。第1章では、女性の就業率をy軸、年齢をx軸にプロットした図で示されるいわゆるM字カーブの変化、すなわち20～30代にかけての就業率の落ち込みが緩やかになっている傾向がみられるが、これによりすぐさま出産後も働き続ける女性が増えたと考えるのは誤りであると指摘する。そして第2章では、先行研究や過去の調査を踏まえたうえで、「女性の働き方は変わったのか」を検討し、著者の分析から出産年まで就業継続した女性は出産後も就業している傾向が強く、とりわけ正規雇用者では出産年に正規雇用就業していた女性の80%近くが産後1年後にも正規雇用就業していることを明らかにする。しかしながら、このような女性が全体の中では少数であり、一握りの女性を除いた多数の女性は、出産を経た就業継続が困難であることを指摘する。第3章では、女性の就業行動を説明するための理論的枠組みとして、グローバリゼーションが労働や教育、福祉国家レジーム、家族、文化を通して女性の就業行動に影響するとし、続く第4章で戦後の日本社会の歴史的な文脈を振り返りながら、「福祉国家としての日本の歩み」を検討している。その中でこれまでの研究蓄積から、男性、女性が労働市場と家族の領域においてどのように位置づけられてきたかという自身の理論的背景を明らかにする。すなわちそれは、「日本は高度成長期から1980年代にかけて『男性稼ぎ主』型の生活保障システムを形成してきた」こと、つまり男性に妻子を扶養できる安定的な家族賃金を保障することと引き換えに労働市場は規制されてきたこと、また、家庭責任は妻がフルタイムで担うという日本的な「福祉国家」の在り方であった。日本的福祉国家が形成される一方で、社会政策的には男女雇用機会均等法に続き、育児休業法や介護保険制度、児童福祉法の一部改正、男女共同参画社会基本法など家族や女性の就業行動に関連する社会政策が整い始める。しかしながら、現在においても主に女性が家事育児を担っていることに変化はなく、共働き夫婦とその子ども世帯における夫と妻の家事育児時間には依然として大きな隔りがあることも見逃さない。

第5章では、出産・育児期の就業の規定要因が明らかにされている。出産2年前から出産年にかけて、出産年から産後1年後、産年から産後10年後のグループをそれぞれ分析する。これらグループのいずれにも共通するのは、官公庁勤務であること、正規雇用されていること、初職が教員な

どの専門職であること、出産後に関しては親と同居していることが女性の就業継続を高めるが、これらの条件を満たす女性はごく一部に限られる。さらに第6章では、子どもが未就学から高校卒業までのポスト育児期に再就職する多くの女性が再び無職になるとの分析結果から、ここでも家事育児を一手に担う女性が家庭か仕事かの選択を迫られているとする。また、再就職する女性の大半が非正規雇用で就業しており、出産で無職になった「女性が再びキャリアを形成することのできるポジションが多く企業には用意されていない」と指摘する。さらに第7章ではシングルマザーの就業キャリア分析を行い、安定的な雇用と引き換えに時間的拘束が強い正規雇用は、育児と正規雇就業の両立を難しくしていると述べる。最後に第8章では、女性の就業継続への処方箋として、『安定した、よい仕事』を働く時間に柔軟性のある働き方にする事、『安定した、よい仕事』にキャリアの途中から参入するルートを作る事」だとする。

本書では、就業継続の規定要因を様々な側面から検討している。なかでも興味深いのは、保育サービスの利用が要因には含まれていないことである。本書ではその理由を詳しくは説明していないが、著者はこれまでの研究において、女性の就業継続と保育サービスの利用との関連性に関する議論について、結論を出すことを保留している。また、1997年の児童福祉法の一部改正で、3歳未満の子どもを対象とした保育が義務づけられたが、この時点でも保育所の絶対数が不足していた地域があり、保育所の利用が限られていたという記述からも、就業継続と保育サービスの利用とを結びつける議論に対する著者の慎重な姿勢がうかがえる。さらに本書で著者は自身の保育についての考え方を明らかにしている。著者いわく、保育所の利用はすべての子どもに認められた権利であり、親の就労ニーズのために利用が認められるべきではない。親の就労いかんによって保育利用が決めるのであれば、親の就労時間に合わせた保育を行うことになり、保育所による長時間保育の問題も生じてしまう。ただし、現在でも都市部では待機児童問題が深刻化しており、これが女性の職場復帰を妨げる一因とされている事実からも、就業継続と保育サービスの関係についての分析が待たれる。

地方で生まれ、共働きの両親の元で育った筆者は、“働く、産む、育てる”はごく普通の出来事に感じる。しかし、都市部、とりわけ東京では通勤時間も含めると働くことによる拘束時間は長く、保育所の利用も容易ではない。それに、保育所に預けられれば万事解決かという、そういうわけでもない。働き方を顧みず仕事に時間を割けば、その分、子どもと接する時間がなくなるからだ。まさに著者の指摘通りで、この問題は働く女性だけでなく、同時に男性にとっても大きな葛藤であるはずだ。しかし、この問題が思考停止のまま女性に収斂される限りは、“働く、産む、育てる”は依然として、本書の中心的な問題意識である一部の限られた女性にしか許されない特別な出来事にとどまらざるを得ないのだと思う。本書での処方箋に加えて、働き方全体を見直さなければならぬ時がいよいよ目前に迫っているのだと思う。(仲塚 周子)